

知的財産立国を支える 人材の確保のために

知的財産が脚光を浴びる中、その担い手である弁理士が急増している。人材育成の面ではどのような課題が出てきているのか。昨年、日本弁理士会会長として正副会長会で「弁理士のあるべき姿」をまとめられた前会長・木下實三氏にうかがった。

弁理士の現状

知的財産が注目される中、弁理士の業務の範囲が広がっています。

木下 弁理士の具体的な業務は弁理士法の第4条から第6条の2に定められています。

一つ目が、「本来業務」と呼ばれる特許、実用新案、意匠もしくは商標、それから国際出願もしくは国際登録出願などの手続の代理です。二つ目が、紛争処理業務で、関税率法関連の仕事と仲裁事件の手続があります。三つ目は、専権ではないものの、弁理士の名称を使って行うことができる取引関連の業務で、「標榜業務」と言われ、例えば契約があります。以前は弁護士の仕事とされていましたが、一部が弁理士に認められました。四つ目が、知的財産に関する訴訟の補佐人としての業務。そして五つ目が、訴訟代理人としての業務で、従来からの審決取消訴訟の代理人としての業務に加え、知的財産に関連した侵害訴訟について弁理士と共同で代理ができるようになり

ました。

近年の弁理士法改正で業務範囲が広がってきたわけですね。

木下 出願関係にとどまらず、数次の弁理士法改正を経て、業務が広がってきました。まず、昭和53年の改正でPCT¹ 関連の仕事が専権業務となり、平成13年に施行された新弁理士法では、紛争処理、取引関連、契約などが新たに業務として加わり、さらに平成14年施行の改正法で、能力担保研修の受講と試験合格とを前提として、弁理士と共同で特定侵害訴訟の代理が認められたわけです。また、これら法定業務のほか、弁理士法で定められていない関連業務の種類も増えています。その中でも大きいのが外国出願関連業務で、経済活動のグローバル化が進む中、この業務がかなりのウエイトを占める事務所が多くなっています。

業務拡大の背景には、政府が知的財産に力を入れていることがあるわけですね。

木下 小泉首相は2002年の通常国会の施

政方針演説において「知的財産立国²」を宣言されました。「失われた10年」とも呼ばれる1990年代の停滞の中にあって、何とか経済停滞からの出口を探し求めていた時期というタイミングの良さもあったのでしょうか。それを一つの契機として知的財産が脚光を浴びることとなり、その担い手である弁理士にも注目が集まるとともに、また期待されている役割も広範に及ぶようになっていきます。知的財産立国宣言³を受け、270項目に及ぶ「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下、推進計画）」が策定され、知的財産高等裁判所設置法⁴や特許審査迅速化法⁵などが成立しました。推進計画では、知的財産の創造・保護・活用のサイクル、いわゆる「知的創造サイクル」が提唱され、その各段階に弁理士が一貫関与する方向になっています。これまで弁理士がメインにしてきたのは権利化に関する仕事で、出願し、特許を取得するという、知的創造サイクルで言えば保護の部分でしたが、創造や活用の段階でも相応の役割を果たすことが求められています。創造分

1 PCT[Patent Cooperation Treaty]: 特許協力条約。国際的な特許取得を容易にすることを目的とする。1978年発効。

2 知的財産立国：発明・創作を尊重するという国の方針を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国

経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略。

3 知的財産立国宣言：2002年2月の小泉首相の施政方針演説より出たもの。

4 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画：平成15年7月8日知的財産戦略本部会合において決定された、わが国の知的財産立国実現に向けた諸施策をまとめたもの。



野では、発明相談や発明発掘など、法定されていない仕事が増えていますし、活用分野でも契約や特定侵害訴訟など新たな法定業務が増えているわけです。

特に中小企業、ベンチャー企業の支援が期待されているのでは。

木下 大手企業の多くは、発掘から権利化、活用という知的財産のサイクルを回す仕組みができていますが、中小企業はその仕組みが整っておらず、知的財産の知識も不足しています。したがって、専門家としての弁理士に対する期待は大きいと思います。また、企業のみならず、多くの大学が知的財産に力を入れており、それらとの連携も求められていますし、行政機関との連携も発展しつつあります。昨年、全国5カ所で行ったタウンミーティングを開催しました。その折、表敬訪問を兼ねてその地域の知事や知財担当者にお会いしましたが、会談を通して知的財産に対する自治体の期待の大きさを肌で感じました。

弁理士のあるべき姿

知的財産を支える人材の拡充の必要性が唱えられています。

木下 2005年の推進計画に「10年で知財人材を倍増する」とありますが、ここでいう「知財人材」とは、弁理士やその補助者、企業の知財部や行政庁、関連団体の職員などをいい、現在、6万人ほどいるとされます。その1割が弁理士なのですが、こここのところ弁理士試験合格者が急増しています。現在、弁理士は6,100名強ですが、ここ5年間で約2,000人も増えました。つまり3分の1が5年以内の経験の浅い弁理士ということになります。平成10年までは年間の合格者は100人程度、多くて120人くらいでしたが、平成11年から急激に増え、昨年度は660名に達しました。あまりに急激な増加のため、いかに社会的要請とはいえ、必ずしも能力のカバーができていないのではないかと、いった懸念が生じています。かつては弁理士試験に合格するまでに数年かかるのが普通でしたから、その間、企業の知的財産

部であるとか特許事務所などでOJTで実務を学び、弁理士試験に合格する頃には一定の知識を身に付けている。そこから先は本人の努力次第。そのようなキャリア形成が一般的だったのですが、毎年大量に合格してくるようになったため、そのようなパターンが成り立たなくなりつつあります。以前は、知財業界として新人弁理士を100人吸収すればよかったものが、600人以上となれば、当然無理が出てくるわけです。もちろん各企業、各事務所、それぞれ人材育成の努力をされていることと思いますが、どこも余力を失っているというのが実情でしょう。とはいえ、資格はあるが実務能力の伴わない弁理士を増やしてはなりません。知財人材の拡充という社会的要請にしても、ペーパードライバーのような弁理士を欲しているわけではないのです。

さらに新たな業務に対応するための能力ということを含め、人材育成の仕組みが求められるということなのではないでしょうか。

木下 私が会長をしていた昨年、日本弁理士会の正副会長会で、業務拡大の状況

5 知的財産高等裁判所設置法：平成16年6月18日公布。平成17年4月1日施行。わが国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産の保護に関して司法が果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判のいっそうの充実および迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所の設置のために必要な事

項を定めるもの。
6 特許審査迅速化法：正式名「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」。平成16年6月4日公布。平成17年4月1日施行。

を受け、ここで改めて弁理士のあり方を考えてみようということで、次のような6項目からなる「弁理士のあるべき姿」を取りまとめました。

- 一、技術と法律の双方に長けていること。
- 二、知的財産に関する実務を十分に習得していること。
- 三、知的創造サイクルに一貫して関与できること。
- 四、知的財産の国際性について造詣が深いこと。
- 五、知的財産分野におけるビジネスを十分に心得ていること。
- 六、知的財産分野における問題解決能力を備えていること。



このような弁理士が必要とされている。この実情を弁理士試験の制度にも反映し、研修制度も充実するべきではないか。そのような問題意識からまとめたものです。

OJTに頼るのではなく、制度的にしっかりと能力を担保する仕組みを用意することが求められるということですね。

木下 例えば弁護士には司法習修の制度がありますが、弁理士にはそれに当たる研修制度がありません。これまでは、日本弁理士会が主催する任意の新人弁理士向け研修会の他には、OJTで実務能力の向上をカバーしていました。しかし、弁理士の急激な増加のために、OJTなどによる新人弁理士の育成が追いつかなくなっているのであれば、きちんと育成できる仕組みを整える必要があるのではないか、という問題提起です。

一つには、試験制度の見直しということになりますが、現在、規制緩和が進む中、試験に合格しにくくする改革は難しい。規制強化

が時代にマッチしないとすれば、試験はどこかを軽くして、そこに研修を組み合わせるということになるでしょう。「業務に訴訟が入ってきたのだから、資格試験に民法、民事訴訟法を入れるべきではないか」という意見もありますが、そこはむしろ研修でやる。技術も研修を活用する。また全員に研修を求めるのではなく、実務経験があり、既にその能力があると認められる弁理士は免除する。あるいは大学の法学部や法科大学院などで法律の勉強をしてきた人は法律の科目を免除してもよいでしょう。「弁理士のあるべき姿」は、そのように試験と研修を組み合わせることで弁理士の質

的担保をするという発想から策定したものです。

さらに今年度の正副会長会は「弁理士についてのミニマム・リクワイアメント」、つまり「弁理士に最低限要求されるもの」をまとめられています。基本的な方向性は、先程述べた6つの項目と同じです。具体的には、産業財産権について基本的な知識があること、技術的な理解力があること、交渉業務に耐える実務能力を持つこと、海外関連の業務に支障のない国際的能力があること、審決取消訴訟や周辺業務に携われること、などです。

求められる能力

日本弁理士会としては研修にも力を入れていますね。

木下 新人研修、継続研修、先端科学技術研修、特定侵害訴訟代理の能力担保研修をはじめ、研修による会員の能力向上に力を注いでいるところですが、同時に、会員の自己研鑽が重要であることは言うまでもありません。日々厳しい仕事をする中、大変であっても、自分の仕事の中の何%かは明日のための準備に充てる。自分への投資を怠らない気構えが大切です。

明細書を書くだけではなく、新たな業務に対応する能力が求められているということですね。

木下 業務は広がっていますが、人間の能力には限りがありますから、「何もかもすべて」というわけにはいきません。基本となる出願業務などの知識は外せませんが、そのようなベースを持った上で、プラスアルファとして自分自身の特色をつくり上げ、能力を磨いていく姿勢が求められます。例えば、

国際的な業務であれば、外国との取引関連の能力を向上させる。あるいはマネジメント能力を磨き、それとMOT⁷を組み合わせるとコンサルティングをするというのもよいでしょう。

独自の業務領域として医療特許や著作権に近いコンテンツ関係などの分野にも可能性が有りますね。

木下 コンテンツもこれからの仕事ですし、ナノテクノロジーなどの先端技術などに特化するのも一つの方法でしょう。また従来業務にしても、これまでと違う切り口で仕事をしていくといった視点があってもよいでしょう。ただし専門性というとき、注意しなければならないことは、われわれ弁理士は専門職ということもあり、得てして視野が狭くなりがちだということです。意識して広い視野を持つことを心掛けるべきです。今、企業などから求められている問題発見能力、問題解決能力は狭い視野からは出てこないものですから。

マネジメント能力も求められているようです。

木下 私は、これからの弁理士事務所は二極化していくものと見ています。組織力でやっていくか、専門性でやっていくか、いずれかを徹底しなければならない。中途半端な事務所経営は成立しなくなっていくと思います。その際にも、マネジメント能力が重要になってきます。顧客との関係でも活かせる能力ですが、そもそもそれがなければ、自らの事務所経営そのものもうまくいかなるでしょう。

人材を枯渇させないために

知財人材の育成ということでは企業

の役割も重大なのでは。

木下 現状として、企業が置かれた経済環境が大変厳しいこともあり、われわれ弁理士に対する要求が厳しくなっています。われわれも真摯に受け止めなければならないところがあるとは思いますが、ただ単純に処遇を厳しくするというのは、長い目で見れば、企業にとってもマイナスになるでしょう。幸いにしてこれまでの弁理士はよい業界で育ってきたため、知識を身に付け、スキルを高めるための時間がありました。だからこそ、今、学んできたことを吐き出せているとも言えるわけです。そして企業側は過去の蓄積のある弁理士を安く使うことができる。この厳しい経済環境で、一時的にはそれもいたしかたない面があるとしても、いずれきちんとしたかたちで能力を評価するようにしていただきたいと思います。

弁理士が増えているからといって、値引きをするようでは、知的財産立国のための企業の姿勢として問われるということでしょうか。

木下 コスト競争に終始するだけの世界にしてしまえば、よい人材が入ってこなくなり、優秀な人材が枯渇すれば、企業の側も困ることになります。またそうなれば、知的財産立国どころではなくなってしまいます。

最近、職務発明の対価が話題になりましたが、発明者自身だけでなく、それをサポートし、流通させる人材の重要性を見据える必要があるということですね。

木下 発明者への報償が議論されていますが、それと同時に知的財産を担っている専門家にしかるべき処遇をしていかなければならないはずですね。ある業界に、よい人材が集まるのは、若い人たちがそこに将来性を見るからです。逆に「よくない」と見なさ

れる業界には、人が集まりません。弁理士になっても、ただ安く使われるばかりで、忙しいだけ、ということにはなりません。やはりきちんとした処遇を含め、見返りのあるかたちにしていくことです。とりわけ、知的財産は人の能力にかかっているのですから、人への投資は不可欠です。

国にも人材育成の取り組みが求められますね。

木下 「科学技術立国⁸」ということで莫大な関連予算を付けようという時代です。そうであれば、発明発掘をサポートする弁理士の業界にも目を向けていただきたい。担い手である弁理士の業界をよくすることによって知的財産を活用する。それによって経済をよくして、国をよくする。そのような流れをつくっていくべきです。政府も知的財産立国を目指し、知財人材の拡充を重視するのであれば、弁理士の育成システムをしっかりとりつくり上げなければならず、そのためには財政措置を含め、しかるべき手当てを講じるべきではないでしょうか。

前日本弁理士会会長 / 木下特許商標事務所所長

木下 實三(きのした じつぞう)

1942年山梨県生まれ。1966年新潟大学工学部機械工学科卒業。1974年弁理士登録。1978・79年度常議員。1982年度特許制度普及委員会委員長。1985年度副会長。1993年度制度問題懇談会委員長。1995・96年度常議員(1995年度常議員会副議長)。2002年度弁理士倫理委員会委員長などを歴任。2003年度日本弁理士会総括副会長。2004年度日本弁理士会会長。



知的財産推進計画2005
(知的財産戦略本部ホームページ)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

7 MOT[management of technology]: 技術を理解する者が財務やマーケティングなど企業経営全般を学び、技術革新をビジネスに結び付けようというもの。技術経営。2002年に産学協同で「技術経営コンソーシアム」が組織され、人材育成が図られることとなった。

8 科学技術立国: ただ科学技術を育てるだけでなく、目標・戦略と有機的に連携して展開する国家のこと。